

## 熊本県公立大学法人評価委員会条例 新旧対照表

旧	新
<p>(委員の任期) 第3条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。 2・3 略</p>	<p>(委員の任期) 第3条 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。 2・3 略</p>